

収集運搬業に係る許可申請・変更届の申請書類・添付書類について

申請書類(○印)・添付書類(※印)	注 意 事 項
○産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 収集運搬業許可申請書(第1～3面) ・ 産廃(新規・更新)(様式第6号) ・ 産廃(事業範囲変更)(様式第10号) ・ 特管(新規・更新)(様式第12号) ・ 特管(事業範囲変更)(様式第16号)	記載例を参考に、該当する項目全てに記載してください。欄が不足する場合は、様式をコピーして使用してください。 <u>「事業の範囲」欄に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について記載をする必要があります。</u>
○産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 処理業変更届出書 ・ 産廃変更届(様式第11号) ・ 特管変更届(様式第17号)	記載例を参考に、車両・役員・本店所在地等、変更のあった事項について記載してください。内容を記載しきれない場合は、別紙対応でも構いません。
※本籍記載の住民票の写し(マイナンバーが記載されていないもの) 個人申請の場合は、 <u>申請者及び政令使用人</u> 法人申請の場合は、 <u>役員等全員分</u>	住民票の写しは本籍(外国人の方にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載があるものを添付してください。(本籍が省略されているものは、使用できません。)※住民票の写しについては、添付を省略できる場合があります。詳細は札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課(011-211-2927)までお問合せください。 登記事項証明書については、札幌法務局本局で発行される「成年被後見人及び被保佐人に該当しない」ことを証明するもの「 <u>登記されていないことの証明書</u> 」を添付してください。 <u>証明書の記載内容(氏名、生年月日、住所、本籍)は、住民票の内容と同一となる必要があります。</u> 詳細については、札幌法務局(本局)民事行政部戸籍課(011-709-2311 内線2167)へお問い合わせください。 5%以上出資している法人の株主・出資者がいる場合は、その法人の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)を添付してください。 上記書類は、発行から3ヶ月以内のものに限ります。また、コピーでも構いません。 ※役員等＝代表者、取締役、監査役等法人登記簿謄本に登録されている者(会計監査法人は除く。)、5%以上出資している個人の株主・出資者、政令使用人。 ※政令使用人＝本店若しくは支店又は継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの(営業所等)の代表者。
※登記事項証明書(成年後見登記制度に伴う「登記されていないことの証明書」) 個人申請の場合は、 <u>申請者及び政令使用人</u> 法人申請の場合は、 <u>役員等全員分</u>	
※法人の株主・出資者がいる場合はその出資法人の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)	
○役員等新旧対照表	「新」には、変更後の役員等全員、「旧」には、変更前の役員等全員を記載し、新任・退任・役職変更の別を記載してください。詳しくは記載例を参照ください。(出資者にも変更がある場合は、出資者も記載してください。)
○事業計画書(収集・運搬)(様式第6号の2(第1～5、7面))	第1面の「取扱廃棄物の種類」欄には、 <u>石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について記載する必要があります。</u> また、第5面には、収集場所、飛散・流出防止措置、悪臭防止措置、騒音・振動による影響の防止、容器を使用して運搬する等、詳細に記載してください。 札幌市外の処理施設へ搬入する計画の場合は、必要な許可があることを確認させていただきます。(他自治体の許可証の写し等) 排出事業者の事業内容から取り扱う産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類が特定できない場合は、発生工程表又は分析表等を提出していただく場合があります。(特に、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん)
※運搬容器のカタログ又は写真 (廃棄物を運搬する時に容器を使用する必要がある場合に限る)	容器に入れて運搬する必要がある産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、鉍さい、動物のふん尿、動物の死体等)及び特別管理産業廃棄物の許可申請の場合は、必ず添付してください。
※申請者の定款又は寄付行為の写し	定款又は寄付行為については写しを添付してください。
※申請者の法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	法人登記簿謄本は履歴事項全部証明書を添付してください。 <u>発行から3ヶ月以内のものに限ります。また、コピーでも構いません。</u>
○収集・運搬車両の一覧表(様式第6号の2(第2面))	登録する車両を全て記入してください。
※車検証の写し	車検が切れているものは使用できません。また、 <u>用途の欄が「乗用」の車両は、原則登録できません。</u> 車検証の備考欄に「積載物品は、土砂以外等のものとする。」と記載されている車両は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法(通称:ダンプ規制法)」の規定により、「がれき類」、「鉍さい」を運搬することはできませんのでご注意ください。

申請書類(○印)・添付書類(※印)	注 意 事 項
車両が借用車の場合 ○車両使用承諾書(用紙1) ※賃貸借契約書の写し	車検証に記載されている所有者・使用者が、ともに申請者と異なる場合に必要です。
○収集・運搬車両の写真(様式第6号の2(第6面)) (前面、側面、表示拡大)	・前面(車両全体が入っていて、ナンバーがはっきりと確認できるもの) ・側面(車両全体が入っていて、既に許可を有している場合は、座廃運搬車である旨の表示がはっきりと確認できるもの) ・法で規定されている表示の拡大写真 以上3点を添付してください。
※事務所・駐車場の付近見取図	事務所・駐車場の地番が確認できる付近見取図(住宅地図等の写しで構いません。)を添付してください。所在地が札幌市内である必要はありません。
※駐車場の平面図	<u>登録する車両全てを駐車するスペースがあるか確認します</u> ので、おおよその寸法を記載してください。
事務所・駐車場の使用権原を証する書類(自社所有の場合) ※不動産登記簿謄本(借家、借地の場合) ○土地・建物使用承諾書(用紙2) ※賃貸借契約書の写し等	事務所(法人登記簿上の本社である必要はありません。)、駐車場の使用権原を証する書類を添付してください。(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業の事務所・駐車場として使用できることが必要です。) 不動産登記簿謄本は、 <u>発行から3ヶ月以内のものに限り</u> ます。また、コピーでも構いません。 土地・建物使用承諾書(用紙9)を添付する場合は、所有者を確認するため、不動産登記簿謄本も併せて提出する必要があります。 事務所が登記をしていない建物である場合は、その旨を記載した申立書が必要です。
※講習会の修了証の原本(照合のため)及び写し	講習会は下記の者が修了している必要があります。 (個人申請):申請者本人又は北海道内の事業場の代表者(政令使用人を含む。) (法人申請):法人の代表者若しくはその業務を行う役員(監査役は除く。)又は北海道内の事業場の代表者(政令使用人を含む。) <u>修了証の種類、有効期限が切れていないことも確認してください。</u> 新規講習会修了証:有効期間5年 更新講習会修了証:有効期間2年 <u>申請の際には、原本照合を行いますので、必ず原本も持参してください。</u> 講習会の申し込みについては、北海道産業廃棄物協会(011-241-7611)又は北工学園(0166-82-4520)へお問合せください。
○事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法(様式第6号の2(第8面))	事務所又は車両等を用意するために要した資金の額及び調達方法を記載してください。従来の施設を使用するなど、新たな資金が不要の場合はその旨を記載してください。
資産に関する書類(個人申請の場合) ○資産に関する調書(個人申請者用)(様式第6の2号(第9面)) ※直前3年分の所得税の納税証明書	納税証明書は税務署で発行しています。「様式その1」で、未納額がないことを確認してください。 <u>発行から3ヶ月以内のものに限り</u> ます。また、コピーでも構いません。
資産に関する書類(法人申請の場合) ※直前3年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表の写し) ※直前3年分の法人税の納税証明書	納税証明書は税務署で発行しています。「様式その1」で、未納額がないことを確認してください。 <u>発行から3ヶ月以内のものに限り</u> ます。また、コピーでも構いません。 ※直前期が債務超過かつ赤字で、直前3期の損益平均値が赤字である場合は、事業の改善計画書を提出していただきます。 ※法人設立から間もない場合等、直前3年分の書類を添付できない場合は、事業廃棄物課へお問い合わせください。 ※決算報告書との納税証明書は、同一期間のものを提出してください。 ※個別注記表に関しては、独立した計算書とはせずに個別注記表にて開示が要求される注記内容と同等の内容を関連する箇所に記載することでも認められます。
※他自治体の許可証の写し(申請中の場合は、申請書の写し)	札幌市外に産業廃棄物を運搬する計画の場合は、運搬先の自治体の許可証の写しを添付する必要があります。その自治体に申請中の場合は、 <u>受領印が押印された申請書の写し</u> を添付してください。

同時に二以上の申請書等を提出する場合に、添付すべき書類の内容が同一である場合は、いずれか一つの申請書等に書類を添付し、他の申請書等には省略する添付書類を記載した書類(任意様式)の添付又は添付を省略する旨を申請書等の余白部分に直接記載することで、書類の添付を省略することができます。

○産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料一覧表

申 請 内 容		申請手数料
産業廃棄物収集運搬業	新規許可申請	81,000 円
	更新許可申請	73,000 円
	変更許可申請	71,000 円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規許可申請	81,000 円
	更新許可申請	74,000 円
	変更許可申請	72,000 円

※ 申請手数料は現金でご用意ください。北海道収入証紙は使用できません。

※ ご不明の点がございましたら、
札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課
(TEL011-211-2927) へお問合せください。